様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　12月　26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃえひめぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社愛媛銀行  （ふりがな） にしかわ　よしのり  （法人の場合）代表者の氏名 　 西川　義教  住所　〒790-8580  愛媛県松山市勝山町２丁目１番地  法人番号　2500001000005  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第18次中期経営計画「変革への挑戦 3rd stage」  ②愛媛銀行統合報告書2024 | | 公表日 | ①2024年　3月　29日  ②2024年　8月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当行ホームページにて公表  ①第18次中期経営計画「変革への挑戦 3rd stage」  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/policy/file/plan_18.pdf>  (P3,6,P14-15)  ②愛媛銀行統合報告書2024  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/library/file/disclosure/2024/integrated_report.pdf> (P6) | | 記載内容抜粋 | ＜企業経営の方向性＞  地方における人口減少や少子高齢化といった課題や、グローバルな気候変動、地政学的リスクの高まり、国内外の金利・為替動向に伴う物価上昇や金融政策変更などの影響によって、先行きは不透明であり、地域銀行としての存在意義も、これまでと比べ大きく変わってきており、銀行自らの改革は欠かせない状況下にあると認識している（②P6）。  10年後を見据えた2024年度からの3か年計画において、「お客様に寄り添い 地域の発展に貢献する」姿を目指し、“「金融プラス１」収益力の強化”、“強固な経営基盤の確立”、“サステナビリティ経営の実践”という３つの基本方針を掲げている（①P3,6）。  ＜情報処理技術の活用の方向性＞  「新APプラットフォーム」を構築。今後、銀行内外とAPI接続することにより、多様化するお客さまのニーズに対応するとともに、業務効率化によりお客さまと接する時間の最大化を図る(①P14-15)。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会決議に基づき公表。  ②取締役会決議において承認された「第18次中期経営計画」に基づき作成し、HPに公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第18次中期経営計画「変革への挑戦 3rd stage」  ②愛媛銀行統合報告書2024  ③ニュースリリース「次世代金融サービスの提供を目的としたプラットフォーム開発について」 | | 公表日 | ①2024年　3月　29日  ②2024年　8月　30日  ③2023年 10月　19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当行ホームページにて公表  ①第18次中期経営計画「変革への挑戦 3rd stage」  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/policy/file/plan_18.pdf>  (P12,14)  ②愛媛銀行統合報告書2024  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/library/file/disclosure/2024/integrated_report.pdf>  (P11-12)  ③ニュースリリース「次世代金融サービスの提供を目的としたプラットフォーム開発について」  <https://www.himegin.co.jp/news/pdf/20231019_1.pdf> | | 記載内容抜粋 | 次世代バンキングを見据えた「新APプラットフォーム」構想に着手し、当行のDX戦略を次の「DX改革による成果獲得フェーズ」へと移行していく原動力とする。“攻めのDX”では、「ひめぎんアプリ」や「ビジネスポータル」、「ローンデジタルプラットフォーム」の更なる進化、BaaS連携による提携企業との接続やマイナポータル等の外部サービスとの接続を通じて、「新たな体験型サービス」の開発に繋げる。“守りのDX”では、内部APIにより行内システム間のデータを連携することでレス展開（オペレス、伝票レス）などの業務効率化を進め、お客さまと向き合う時間創出に繋げる（②P11-12）。  データ活用の視点では、まず「ローンデジタルプラットフォーム」においては、当行を含めたあらゆる金融機関からのローン申込情報や保証会社の審査結果等を一元化し、お客様が審査状況を確認できたり、そのまま契約手続に進める機能を実装することで、収益機会を拡大していく（①P12）。「新APプラットフォーム」における行内施策においては、各種チャネルから受付した電子受付データをそのままホストに連携してオペレーションレスを実現したり、生成AI機能で行内外にあるデータを活用した文書や資料等の自動作成、行内に蓄積しているお客様の財務情報を基にした財務分析にも活用し、付加価値の高いソリューション提案に繋げていく（①P14）。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会決議に基づき公表。  ②取締役会決議において承認された「第18次中期経営計画」に基づき作成し、HPに公表。  ③取締役会決議において承認され、その内容に基づきニュースリリースを作成し、HPに公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②愛媛銀行統合報告書2024（P11-12）  ③ニュースリリース「次世代金融サービスの提供を目的としたプラットフォーム開発について」 | | 記載内容抜粋 | ・お客様向けDX支援の高度化に向けた「デジタル戦略室」の設置（2021年8月）、行内業務改革を担う「DX推進室」の設置（2024年2月）など、順次体制を整えた。デジタル人材の育成強化については、電算システム部門や関連会社のひめぎんソフトに従事すること以外に、大手システムベンダーやDX先進企業などに出向する機会を設け、最新の技術に触れながら、実践的な育成を図っている（②P11-12）。  ・日本電気株式会社と、基幹系システムと連携する「新アプリケーションプラットフォーム」の開発に着手（③）。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②愛媛銀行統合報告書2024（P11-12） | | 記載内容抜粋 | 勘定系システムや情報系システム（DWH）を中心に、その外側に、将来のDXの深化に伴う様々なお取引形態の変化に柔軟に対応できるシステム連携の要として、「新APプラットフォーム」をオープン系クラウド環境で構築（②P11-12）。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①第18次中期経営計画「変革への挑戦 3rd stage」  ②第18次中期経営計画～進捗状況～ | | 公表日 | ①2024年　3月　29日  ②2024年 11月　11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当行ホームページにて公表  ①第18次中期経営計画「変革への挑戦 3rd stage」  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/policy/file/plan_18.pdf>  (P9)  ②第18次中期経営計画～進捗状況～  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/policy/file/plan_18_progress_1.pdf>  (P4) | | 記載内容抜粋 | ・生産性向上（DX）のKPI指標として、顧客DXサポート件数およびAPI活用率を定めている（①P9）。  ・第18次中期経営計画で定めたKPI指標について、6カ月間における進捗状況を開示（②P4）。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2024年　8月　30日  ②2024年　4月　26日  ③2024年　7月　11日 | | 発信方法 | ①愛媛銀行統合報告書2024  [https://www.himegin.co.jp/stockholder/library/file/disclosure/2024/integrated\_report.pdf](https://www.himegin.co.jp/stockholder/library/file/disclosure/2021//integrated_report.pdf)  (P6-10)  ②ニュースリリース　“2024年度「愛媛銀行 経営説明会」の実施について”  <https://www.himegin.co.jp/new_csr/pdf/20240426_1.pdf> ③2024年度経営説明会　説明資料  <https://www.himegin.co.jp/stockholder/library/file/individual_briefing/2024/current-situation.pdf> (P21) | | 発信内容 | ・統合報告書2024のトップメッセージにおいて、「第18次中期経営計画」3つの基本方針のうち、“強固な経営基盤の確立”においては、「新APプラットフォーム」の本格稼働によって生産性の向上・業務効率化（BPR）の実効性を高めるステージにしていく旨の情報発信を行った（①P6-10）。  ・2024年7月から8月にかけ、愛媛県内外10か所の会場にて実施した2024年度経営説明会（②）において、頭取より、「新APプラットフォーム」の説明に加え、自営の強みを活かしたデジタル化を促進していく旨の情報発信を行った（③P21）。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　2024年　11月頃 | | 実施内容 | 経済産業省が発表している「DX推進指標」による自己分析を実施し、システムの現状および課題を把握の上、本申請の添付により提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年　6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・サイバーセキュリティリスク方針に基づき、実施体制や管理方針を定めたサイバーセキュリティリスク管理規程を制定済。  ・サイバー攻撃に備え、入口対策～内部対策～出口対策といった多層防御策や、サイバーセキュリティリスク事案発生時の被害拡大防止策、システムの脆弱性に対する予防的措置等、必要なサイバーセキュリティ対策を講じている。  ・定期的なネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用し、サイバーセキュリティリスク管理水準の維持・向上を図っている。  ・サイバーセキュリティリスク時間を想定したコンティンジェンシープランを策定し、定期的な訓練や見直しを実施することで、管理体制の実効性確保を図っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。